

寒川町工事等検査規程新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ （ 検 査 の 立 会 い ） 第9条 検査は、次に掲げる者が立ち会って行うものとする。ただし、契約金額が<u>130万円</u>以下の工事及び緊急性を要する工事（以下「少額工事等」という。）その他、検査担当課の長が必要がないと認める工事は、この限りでない。 (1)～(5) （略） ～ 略 ～	～ 略 ～ （ 検 査 の 立 会 い ） 第9条 検査は、次に掲げる者が立ち会って行うものとする。ただし、契約金額が<u>200万円</u>以下の工事及び緊急性を要する工事（以下「少額工事等」という。）その他、検査担当課の長が必要がないと認める工事は、この限りでない。 (1)～(5) （略） ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この訓令は、令和7年4月1日から施行する。</u>